

# 香川県報



第62号

平成18年

8月8日(火曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 告示

有害図書等の指定

（青少年・男女共同参画課）

一

卸売市場法施行条例の規定による地方卸売市場の開設者等の合併の認可に伴う取扱品目の部類の変更

（農業生産流通課）

道路の供用開始

（道路課）

道路の位置指定

（建築課）

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

（県民参画課）

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（ " ）

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告

（経営支援課）

土地改良区の役員就退任の届出

（土地改良課）

選挙管理委員会告示

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となつて  
いる老人ホームの指定の取消

四

●公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となるべき病院  
の指定

●公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべ  
き老人ホームの指定

●平成二年香川県選挙管理委員会告示第八十六号（個人演説会を開催すること  
ができる施設の指定）の一部訂正

五

●平成十五年香川県選挙管理委員会告示第三十一号（個人演説会を開催するこ  
とができる施設の指定）の一部訂正

とができる施設の指定）の一部訂正

●平成十五年香川県選挙管理委員会告示第一百一号（個人演説会を開催すること  
ができる施設の指定）の一部訂正

●個人演説会等を開催することができる施設として指定した施設についての名  
称の変更があつた旨の報告

●個人演説会等を開催することができる施設としての指定を取り消した旨の報  
告

## 告示

香川県告示第五百四十三号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定  
により、次の図書等（ゲームソフト）を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十八年八月八日

香川県知事 真鍋武紀

遊 戯 機	遊 戯 機	講 話 書	吹 奏 楽	株式会社	遊 戯 機
156	平成18年 8月1日	光ディスク (DVD)	グラウンド・セフ ト・オート	株式会社	内容が未成年者 の福祉を阻害す るおそれがある。

香川県告示第五百四十四号

卸売市場法施行条例（昭和四十六年香川県条例第三十号）第九条第二項の規定により、  
香川県中部青果株式会社と株式会社丸亀花市場の合併を平成十八年七月二十八日付けで認  
可したことに伴い、卸売業者の取扱品目の部類の変更があつたので、同条例第二十二条の  
規定により告示する。

平成十八年八月八日

香川県知事 真鍋武紀

変 更 後 の 卸 売 業 者	名 称	所 在 地	代 表 者 職 氏 名	取 扱 品 目 の 部 類	卸 売 の 業 務 を 行 う 地 方 卸 売 市 場 の 名 称
	香川県中部青果株式会社	丸亀市土器町北二丁目三番地	代表取締役社長 山地和明	青果部 花き部	香川県中部地方卸売市場

香川県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年八月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線 名 津田川島線（二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市五名五九三番一地从先から	一四・〇	二四	平成十七年香川県告示第四百十二号で変更した区域
東かがわ市五名五九二番一地从先まで	二八・六		
東かがわ市五名五四一番一地从先から	一六・六		
東かがわ市五名五四一番一地从先まで	二九・五	一七	
東かがわ市五名四五〇番四地从先から	二二・〇		
東かがわ市五名四五四番一地从先まで	五一・七	八〇	

四 供用開始の期日 平成十八年八月八日

香川県告示第五百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 中土指道 第七号
  - 二 指定年月日 平成十八年七月二十五日
  - 三 指定道路の位置 坂出市林田町字馬場南三〇八三、三〇八四 一及び三〇八五 一
  - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル  
延長 五四・八三メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において縦覧に供する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年九月十九日まで縦覧に供する。

平成十八年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日 平成十八年六月三十日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人しおのえ 喜多 維昭
  - 三 定款に記載された目的 高松市塩江町安原下第二号一六四五番
- この法人は、塩江町及びその周辺住民の、生活環境の悪化を防ぎつつ、町おこしの推

進を支援し、社会福祉の向上を目指し、もって社会公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年九月二十一日まで縦覧に供する。

平成十八年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日  
平成十八年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人遊  
平賀 将則

高松市林町二〇三二番地二

三 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者、障害者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもつた助け合い及び居宅サービス、居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号、以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告  
平成十八年香川県公告第百六十七号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
高松丸亀町商店街A街区市街地再開発ビル 高松市丸亀町一番地一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

1 市道における通行の安全と円滑の確保を図るための方策を講じること。

2 コミ・清掃、除草等を定期的に行う等、周辺の道路の適正利用促進に努めること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年八月八日（火曜日）から同年九月八日（金曜日）まで

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、小豆郡池田町土地改良区から役員の内退及び就任について次のとおり届出があつた。

平成十八年八月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	田村 喬俊	小豆郡小豆島町池田三三四六番地	平成一八、七、二二
	中澤 宗一	〃 〃 二四八二番地	〃
	葭谷 昭	〃 〃 一三五五番地五	〃
	大森 耕作	〃 〃 九一九番地	〃
	田原 巧	〃 〃 中山一三三九番地	〃
	藤塚 秀志	〃 〃 蒲生甲九八七番地	〃
	藤原 秀年	〃 〃 室生一九五七番地	〃
	岡 元二	〃 〃 八五一番地	〃

種 類	役 員 の 氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	八 木 繁 利	小豆郡小豆島町池田六四六番地一	平成一八、七、一三
	三 木 淳	" " " " " " " " " " " " " "	" " " " " " " " " " " " " "
	中 澤 宗 一	" " " " " " " " " " " " " "	" " " " " " " " " " " " " "
	田 村 喬 俊	" " " " " " " " " " " " " "	" " " " " " " " " " " " " "
	藤 塚 秀 志	蒲生甲九八七番地	" " " " " " " " " " " " " "
	中 野 敬 隆	中山八五七番地	" " " " " " " " " " " " " "
	岡 元 二	室生八五一番地	" " " " " " " " " " " " " "
	山 田 文 男	二面一二二九番地	" " " " " " " " " " " " " "
	中 塚 勝 見	" " " " " " " " " " " " " "	" " " " " " " " " " " " " "
	坂 口 謙 伍	吉野四九四番地	" " " " " " " " " " " " " "
	森 口 久 士	蒲野七九六番地	" " " " " " " " " " " " " "
	平 井 保 夫	神浦甲八七番地二	" " " " " " " " " " " " " "
監 事	明 田 義 彰	池田一八八二番地	" " " " " " " " " " " " " "
	奥 川 淳 己	蒲生甲二三四〇番地一	" " " " " " " " " " " " " "
	八 木 英 機	室生三三五番地	" " " " " " " " " " " " " "
	森 口 純 吉	吉野二六一番地	" " " " " " " " " " " " " "

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となつてゐる次の老人ホームの指定を取り消した。

平成十八年八月八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
仁尾町特別養護老人ホーム にお荘	三豊市仁尾町仁尾辛四一三

香川県選挙管理委員会告示第百十四号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となるべき病院として次のとおり指定した。

平成十八年八月八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設 白寿の杜	三豊市詫間町詫間一三三八一七〇	平成十八年七月三十一日

香川県選挙管理委員会告示第百十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十八年八月八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム なでしこ香川	高松市多肥上町一四三三一	平成十八年七月三十一日

特別養護老人ホーム にお荘	三豊市仁尾町仁尾幸四二 三	平成十八年七月三十一日
特別養護老人ホーム 玉藻荘	高松市北浜町七 一〇	平成十八年七月三十一日

香川県選挙管理委員会告示第百十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について、三木町選挙管理委員会から訂正の報告があったので、平成二年香川県選挙管理委員会告示第八十六号（個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年八月八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

白山教育集会所の項中「二二三番地」を「二二二三番地」に改める。

香川県選挙管理委員会告示第百十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について、東かがわ市選挙管理委員会から訂正の報告があったので、平成十五年香川県選挙管理委員会告示第三十一号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年八月八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

小海体育館の項中「小海体育館」を「東かがわ市小海体育館」に改め、多目的研修センターの項中「多目的研修センター」を「東かがわ市相生多目的研修センター」に改め、白鳥中央公園体育館の項中「帰来」の下に「字奥帰来」を加え、福栄コミュニティセンターの項中「福栄コミュニティセンター」を「東かがわ市福栄コミュニティセンター」に改め、「与田山」の下に「字森兼」を加え、湊保育所の項中「五二三番地」を「五二三番地」に改め、丹生コミュニティセンターの項中「丹生コミュニティセンター」を「東かがわ市丹生コミュニティセンター」に改め、水主コミュニティセンターの項中「水主コミュニティセンター」を「東かがわ市水主コミュニティセンター」に改める。

香川県選挙管理委員会告示第百十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について、東かがわ市選挙管理委員会から訂正の報告があったので、平成十五年香川県選挙管理委員会告示第百一号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のとおり訂正する。

平成十八年八月八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

水主交流センターの項中「水主交流センター」を「東かがわ市水主交流センター」に改め、大内人権センターの項中「七三三番地」を「七三二番地」に改める。

香川県選挙管理委員会告示第百十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十八年一月一日その名称の変更があった旨東かがわ市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年八月八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	新 旧		所 在 地
	新	旧	
東かがわ市人権センター 大内交流館	大内人権センター		東かがわ市横内七三二番地

香川県選挙管理委員会告示第百二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十八年四月一日その指定を取り消した旨東かがわ市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年八月八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
白鳥体育館	東かがわ市白鳥七六〇 一

平成十八年八月八日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています